

令和3年度 第2回 砂川市総合戦略推進委員会

日 時 令和4年2月17日(木)

15時00分～

場 所 市役所2階大会議室

○委員

団体名	役職	氏名	備考
砂川商工会議所	会 頭	其 田 勝 則	
砂川市町内会連合会	副会長	岡 本 昌 昭	
砂川観光協会	会 長	石 家 裕 二	
砂川建設協会	会 長	三 土 壽 廣	
砂川青年会議所	理事長	櫻 井 康 貴	
新砂川農業協同組合	組合長	佐々木 孝一	欠席
砂川金融協会	北洋銀行砂川支店 支店長	渋谷 浩 樹	
砂川市校長会	会 長 (砂川小学校校長)	牧 野 良 信	
砂川地区連合会	会 長	竹 内 伸 子	

○市役所

総務部長	熊 崎 一 弘
市民部長	河 原 希 之
保健福祉部長	安 田 貢
経済部長	中 村 一 久
建設部長	近 藤 恭 史
教育次長	峯 田 和 興
市立病院事務局次長	山 田 基

○事務局

総務部政策調整課長	井 上 守
総務部政策調整課副審議監	玉 川 晴 久
総務部政策調整課企画調整係主任	藤 田 美 穂

1 開 会

【政策調整課長】

本日は、お忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。

只今から、令和3年度第2回砂川市総合戦略推進委員会を開催させていただきます。

2 委嘱書交付

【政策調整課長】

本委員会の構成団体のうち、1月1日付けで砂川青年会議所の代表者が久保理事長から櫻井理事長へ交代されましたので、当会委員におきましても交代されました。

本日は交代後、最初の会議となりますので、善岡市長から委嘱書を交付させていただきます。市長、お願いいたします。

－委嘱書交付－

【政策調整課長】

それでは、開催にあたりまして、善岡市長よりご挨拶を申し上げます。

3 市長挨拶

【市長】

お忙しい中お集まりいただき、大変ありがとうございます。

第2期砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、昨年度、委員の皆様と協議のうえで策定したところでありますが、第7期総合計画との整合性を図り、本年度4月からスタートしております。

総合戦略では、平成27年度に砂川市人口ビジョンと第1期総合戦略を策定し、2060年に約8,300人になるという社人研の推計を、約1万人を確保するよう定めるなど、人口減少に歯止めをかけ、地域経済の活性化を目標として取り組みを進めてまいりました。

また、第7期総合計画では、令和12年に13,176人になるという社人研の推計を、合計特殊出生率の上昇や社会減の抑制に取り組むなど、15,000人を目標人口として各施策に取り組むこととしているところであります。

本日の会議は、国の総合戦略の改訂の状況や、市の新年度以降の事業展開などを踏まえ、第2期総合戦略を時代の変化を捉えた、新しい地方創生の実現に向けた方向性を示す内容に改訂するにあたり、ご協議をいただく会議であります。市民目線からの色々な意見を伺い、計画に反映させていきたいと思っておりますので、皆様のお力添えをよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

【政策調整課長】

ありがとうございました。市長におかれましては、公務のため、これにて退席いたします。

－市長退出－

【政策調整課長】

それでは会議に入りたいと思いますが、会議につきましては、其田委員長のお手元で進行をお願いしたいと思います。其田委員長におかれましては、正面の委員長席へご移動願います。併せまして、協議事項に入る前に、委員長よりご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

4 委員長挨拶

【委員長】

それでは、会議に入る前に一言ご挨拶申し上げます。

オミクロン株が終息しない中、鈴木知事がまん防の延長を申請するという話があって、非常に困ったものだなと思っているところでございます。話はそれぐらいにしておきますが、この「砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、平成27年度からスタートしておりますが、当初の計画期間も令和2年度をもって終了し、令和3年度から第2期総合戦略がスタートしているところであります。皆様方には、昨年2月の会議において、第2期総合戦略の策定にあたって内容を審議いただいたところですが、早いものでそれから1年が経ちました。この間、8月の会議では、第1期総合戦略期間6年間の最終実績の検証を行ったほか、国のデジタル化の推進に伴い、地方自治体にもデジタルトランスフォーメーションの動きが出てくるという話を事務局より伺ったところです。

本日は、令和4年度予算編成に伴ってデジタルトランスフォーメーションに関することが固まってまいりまして、計画変更を行うということですので、皆様には忌憚のないご意見を頂きたいと思っております。皆様のご協力をお願いしまして、挨拶いたします。

5 協議事項

(1) 砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証について

【委員長】

それでは、次第に沿って会議を進めてまいります。5. 協議事項、(1)「地域再生計画の策定について（企業版ふるさと納税）」ということですが、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは事務局よりご説明いたします。協議事項（１）地域再生計画の策定についてですが、資料１をご覧ください。

始めに、「地域再生計画」と「企業版ふるさと納税」の関連性についてですが、資料１ページ目の書き出し部分に記述しておりますが、企業版ふるさと納税とは、企業が寄附を通じて、地方公共団体の行う地方創生の取り組みを支援した場合に、法人関係税の控除といった税制上の優遇措置が受けられる制度で、平成 28 年に創設されました。この制度を活用するためには、地方公共団体は地域再生計画を作成し、内閣府から認定を受ける必要があるため、今回地域再生計画を策定するものがあります。

企業版ふるさと納税制度の概要ですが、制度の適用期限は令和 6 年度までであり、寄附金額の下限は 10 万円となっております。活用の流れについては、①から⑨に記載の通りの流れになりますが、内閣府から地域再生計画の認定をいただいた時点で寄附金の受け入れが可能になります。

次に 2 ページ目をご覧ください。優遇措置の内容では、税額控除が寄附額の最大 9 割となっており、対象企業は本社が砂川市外にある法人になります。

次に 3 ページ目をご覧ください。3 ページ目には、対象事業に係る留意事項、寄附の受領の要件などを記載しています。

続いて、資料 2 をご覧ください。この企業版ふるさと納税制度は、令和 2 年度に大幅な見直しが行われました。企業側としては、損金算入による軽減と合わせて、寄附額の最大 6 割から、最大 9 割まで控除を受けられるようになりました。自治体側としては、地域再生計画を作成するにあたり、個別事業ごとに地域再生計画を作成する必要がありましたが、既に策定している総合戦略の抜粋・転記による、包括的な地域再生計画の作成が可能となり、計画作成にかかる負担が軽減されております。資料には載せておりませんが、現在制度を活用している地方公共団体数は、46 道府県・1,260 市町村となっており、北海道においては 123 市町村、うち空知管内では 8 市 7 町が活用しております。

続いて、資料 3 をもとに地域再生計画の内容についてご説明いたします。本計画は、概ね国から示されている記載例に沿って、「第 2 期砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のほか、人口の動向等に関する記載部分は「砂川市人口ビジョン」や「第 7 期総合計画」の人口推計などを基に、内容を作成しております。

1 ページ目の「1 地域再生計画の名称」は、「砂川市まち・ひと・しごと創生推進計画」としております。同じく「4 地域再生計画の目標」では、砂川市の人口の動向について、これまでの推移と今後の見込み、年齢 3 区分別の人口動態、自然動態、社会動態を記載するほか、2 ページ目には、砂川市が抱える人口減少による課題、その課題に対応するための取り組みに係る目標として、総合戦略で示している 4 つの基本目標について記載しております。後段からの数値目標については、

国の記載例を基に、総合戦略において基本目標ごとに設定している数値目標を転記しております。現状値については、直近の数字を記載するよう国から指示があったため、総合戦略の数値から変更しているものもございます。

3ページ目から6ページ目まで掲載している「5 地域再生を図るために行う事業」につきましては、総合戦略の内容をそのまま転記しております。

6ページ目の「④ 寄附の金額の目安」については、国から金額の算出方法の例としていくつか示されておりますが、当市は6億円としております。これは総合戦略に掲載している事業費の額・砂川市の財政規模・近隣市町の設定目安額等から算出した額となっております。この寄附金額の目安はあくまでも目安であるため、実際に受領した寄附額がこの額より少なくてもペナルティなどはありません。

7ページ目の「⑥ 事業実施期間」及び「6 計画期間」については、令和6年度までとなっておりますが、国からの指示のとおり期間としております。期間を2025年（令和7年）3月31日とするのは、企業版ふるさと納税制度の期間が、現在のところ2025年3月31日（令和7年）までであるため、この期間とするとのことです。こちらの認定につきましては、国との協議を進めており、3月末に認定される予定となっております。地域再生計画の策定についての説明は以上です。

【委員長】

それでは只今の説明について、質問やご確認したいことはありますか。

－質疑なし－

【委員長】

それでは、「地域再生計画の策定について」は、この内容でよろしいでしょうか。

－異議なし－

(2) 「第2期砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画変更について」

【委員長】

続いて(2)の「第2期砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画変更について」、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、協議事項(2)、第2期砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画変更について、ご説明いたします。

資料につきましては、資料4から資料6まで4つの資料を用意しておりますが、資料4は、今回の計画変更の概要を大きく4点に分けて整理している資料です。資

料5は、総合戦略の変更が必要な箇所と変更後の内容を左右に掲載している新旧対照表です。資料5-1は、総合戦略全体をまとめた概要版であります。資料6は、国の第2期総合戦略の概要版です。

それでは資料4を使って、どの様な内容が盛り込まれる計画変更なのか、概要をご説明したいと思います。まず、「計画変更の趣旨」でございますが、本計画は本年度からスタートしておりますが、国の総合戦略の改訂内容や、第7期総合計画を推進するための予算編成状況などを踏まえ、時代の変化を捉えた、新しい地方創生の実現に向けた方向性を示す内容に改訂するものであります。

次に、計画変更の内容について、大きく4点に分けてご説明いたします。1点目は、企業版ふるさと納税を受け入れる体制を整えたことによる、記載内容の変更であります。2点目は、「デジタルトランスフォーメーション(DX)」の取組を計画に盛り込むことによる記載内容の変更であります。デジタル関連の個別事業については、2ページ目に整理しております。3点目は、令和4年度新規事業のうち、地方創生に結びつく「UIJターン新規就業支援事業」に関連する記載内容の変更であります。4点目は、令和4年度予算編成の結果、予算計上がされなかった「スマート農業推進事業」に関連する記載内容の変更であります。

次に2ページ目をご覧ください。2ページ目には、「デジタル関連の新規事業」をまとめております。1つ目の「デジタルトランスフォーメーション推進事業」から、7つ目の「高齢者等スマートフォン教室」まで、事業が掲載されておりますが、これら7つの事業を計画書へ掲載するものであります。計画変更の概要の説明は以上のとおりです。

次に、資料5をもとに変更箇所と変更の内容について、ご説明したいと思います。表の左側が現在の掲載内容、右側が変更後の内容になります。変更する部分は赤字で表示しています。

まず、1ページ目、中段の変更箇所でございますが、この修正は企業版ふるさと納税の受け入れに関連する修正でありまして、企業版ふるさと納税の活用する姿勢を書き加えています。次に、下段の変更箇所でございますが、この修正は「デジタルトランスフォーメーション(DX)」の取組に関連する修正でありまして、デジタル化を推進する姿勢を書き加えています。

次に2ページ目をご覧ください。このページの変更箇所についても「デジタルトランスフォーメーション(DX)」の取組に関連する修正でございますが、まず上段の「横断的な目標2 新しい時代の流れを力にする」についてですが、どの様な新しい流れを力にしていくのかをわかるように、同じく横断的な目標としている「SDGsの推進」とともに、「デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進」を箇条書きで書き加えることとしております。ここで資料6をご覧願いたいと思います。この資料は国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略2020改訂版の概要」でございます。右側のオレンジ色の部分になりますが、国において「横断的な目標」

としている2つの目標、「新しい時代の流れを力にする」と「多様な人材の活躍を推進する」が書かれています。当市の総合戦略においても、この二つを横断的な目標として第2期総合戦略から掲載しておりますが、現在、国では自治体デジタルトランスフォーメーションの取組を強く要請しており、当市でも新年度から様々なデジタル化を推進する事業に取り組むこととなりますので、デジタル化の推進を計画上でもわかりやすく示すため、今まで「新しい時代の流れを力にする」という目標の中身として隠れていた「SDGsの推進」と合わせて、「デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」を表に見えるように頭出ししたものであります。資料5の2ページに戻りまして、下段の追記部分になりますが、10番目の項目を新たに設けて「デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」の方向性を書き加えています。内容としては、市民に身近な行政サービス手続きのオンライン化の加速などによる、住民の利便性向上と行政の効率化、更には、デジタル技術の活用による地域課題の解決を図ることなど、市民の暮らしをより便利で豊かにしていく方向性としています。

次に3ページをご覧ください。このページの変更箇所でございますが、この修正は、令和4年度の予算に計上されなかった「スマート農業推進事業」に関連する修正でございます。この「スマート農業推進事業」は、令和元年度から令和3年度までの3年間の時限措置で実施されるものであったため、第2期総合戦略をまとめた令和2年11月時点では、その後も活用状況に応じて制度の延長もあったことから、引き続き掲載していたものですが、令和3年度をもって終了したため、具体的な事業から削除するものであります。ただし、スマート農業の取組に対しては引き続き支援を行いますので、他の農業設備導入を支援する事業である「農業経営体支援事業」を主な関連事業に書き加えたものであります。

次に4ページをご覧ください。このページの変更箇所でございますが、この修正は、令和4年度新規事業のうち、地方創生に結びつく「UIJターン新規就業支援事業」に関連する修正でございます。この「UIJターン新規就業支援事業」は、北海道との共同事業により、国の地方創生推進交付金を活用した「北海道UIJターン新規就業支援事業」を実施し、東京圏から砂川市へのUIJターンによる起業・就業者に対して支援金の給付を行うことで、起業・就業の促進を図り、市内企業の人材確保につなげるものです。また、就業については、北海道が運営している、移住支援対象の求人を掲載するマッチングサイトに掲載されている会社に就職することなどが要件となるものです。重要業績評価指標（KPI）は、「支援金交付件数」と「マッチングサイト求人掲載数」の2つを設定しております。目標値については、道内自治体の実績値などの状況を勘案し、「支援金交付件数」は各年度1件、「マッチングサイト求人掲載数」は各年度5社と設定しております。

次に5ページをご覧ください。中段の「ふるさと応援寄附金推進事業」の本文の削除につきましては、企業版ふるさと納税に取り組むこととなりましたので、「検

討する」としていた文章を削除するものであります。次に、主な関連事業に掲載されている「デジタルスタンプラリー事業」の追加につきましては、「デジタルトランスフォーメーション (DX)」の取組に関連する修正でありまして、当該事業はスイートロード事業で行われているスタンプラリー事業であり、スマートフォンを活用して行っていることから、デジタル関連事業の一つとして主な関連事業に書き加えたものであります。

次に6ページをご覧ください。このページの変更箇所につきましては、全て「デジタルトランスフォーメーション (DX)」の取組に関連する変更であります。まず、上段になりますが、基本的方向を示している3つ目の本文をデジタル化の推進について加えた文章に修正しております。デジタル関連の取組に関しては、⑥として「暮らしを支えるデジタル化の推進」という項目を設けたところであります。具体的な事業としては、資料4に掲載されているデジタル関連事業のうち、直接市民サービスの向上につながる「住民票等コンビニ交付サービス事業」を掲載するものです。当該事業は、マイナンバーカードを利用して、市内外のコンビニエンスストア等で、住民票などの各種証明書の取得が可能になるものです。重要業績評価指標 (KPI) は、「発行した証明書の件数」と「マイナンバーカード交付枚数率」の2つを設定しております。目標値については、既に導入している自治体の発行状況や国の動向などを勘案し、「発行した証明書の件数」については、令和7年に2,121件、「マイナンバーカード交付枚数率」については、令和7年に100%と設定しております。その他のデジタル関連事業などについては、「主な関連事業」に掲載したところであります。以上で、変更箇所の説明を終わります。

資料5-1につきましては、計画変更後の概要版となっております。修正部分については、赤字で記載しています。先ほども説明させていただきましたが、一番下に横断的な目標が2つありまして、2番目の「新しい時代の流れを力にする」のところは、「SDGsの推進」と「デジタルトランスフォーメーション (DX)の推進」を書き加えております。説明は以上です。

【委員長】

それでは只今の説明について、質問やご確認したいことはありますか。

【委員】

資料4の2ページ目にデジタル関連の新規事業がございますけれども、④住民票等コンビニ交付サービス事業について、砂川市における供用開始時期はいつ頃でしょうか。また、各種証明書というのはどのような証明書になるのか、わかる範囲で教えてください。

【市民部長】

住民票等コンビニ交付サービス事業の供用開始の時期でございますけれども、令和5年1月頃を予定しております。こちらは、マイナンバーカードを持っている必要があります。証明書の種類につきましては、住民票謄本・抄本、印鑑証明書、課税証明書、所得証明書、戸籍謄本・抄本、戸籍附票、この範囲になっております。

【委員】

今窓口でいただいている証明書がほとんどということよろしいでしょうか。

【市民部長】

はい。

【委員長】

他にございませんか。

【委員長】

それでは、新しく経済部から出ているUIJターン新規就業支援事業についてももう少し詳しく説明していただけますか。

【経済部長】

国が進める事業で、実際には道と共同で行いまして、事務局からの説明にもございましたとおり、東京圏から移住して市内企業に就職された方が対象となりまして、市内企業と言いましても、どこの企業でもいいかというところではなくて、マッチングサイトに登録している企業になります。実際のところ、現在市内には1社しかなく、ピンポイントでそこに就職されるというのは難しいと思いますが、就労するだけではなく、起業するといった部分も対象になります。ただ、一般的に起業するとは言っても一定の条件がございます。それに合致しなければなりません。一定程度のルールに合致した方であれば支援金を受け取ることができ、支援金の額については、単身60万円、世帯100万円となっております。

【委員長】

ありがとうございます。他に皆さんから質問はございませんか。なければ只今ご説明のありました計画変更については、この内容でよろしいでしょうか。

－異議なし－

【委員長】

異議なしということで、この計画のとおり進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(3) その他

【委員長】

それでは、協議事項(3)その他ということで、せっかくの機会ですので委員の方で何か協議事項をお持ちの方いますか。

ーなしー

6. その他

【委員長】

全体を通して皆さんからご質問等ありますか。

【委員】

資料5の3ページになりますが、農業経営体支援事業について教えてください。

【経済部長】

今回計画で削除された部分がございますが、事務局が説明した通り、スマート農業に関する農機具等の購入をする場合に補助金が出ます。10分の3以内で1件当たり100万円だったと記憶しておりますが、対象となる方は、後継者もしくは後継者がいる農家の方といったような一定の条件がございます。また、生産法人等も該当になっており、設備投資するスマート農業用の農機具に対しての補助金ということになります。

【委員長】

その他皆さんから何かございますか。

ーなしー

【委員長】

事務局から何かございますか。

ー事務局より事務連絡ー

【委員長】

その他、皆さんからございませんか。

ーなしー

【委員長】

それでは、以上をもちまして、令和3年度第2回砂川市総合戦略推進委員会を閉会いたします。ご協力大変ありがとうございました。

終了